

官報

號外 昭和二十一年九月十八日

貴族院議事速記録第三十三號

昭和二十一年九月十七日(火曜日)午前
十時六分開議

議事日程 第三十三號

昭和二十一年九月十七日
午前十時開議

第一 食糧緊急措置令(承諾ヲ求ムル件)

ムル件(衆議院送付)

(會議委員長報告)

第二 法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 北海道枝幸船入港修築ノ請願

第四 茨城縣潮來町干拓事業地域内耕地ノ補償金裁定方ニ關スル請願

第五 漆器ノ品質審議機關設置ノ請願

第六 議會圖書館設置ニ關スル請願

第七 工藝關係創作權ノ確立ト保護ニ關スル請願

第八 工藝關係行政機關ノ擴充強化ニ關スル請願

第九 主要醫藥品等ノ二重價格制ニ依ル國家管理制度急施方ニ關スル請願

第十 休止及廢止、單線化セル地方鐵道ノ復活ニ關スル請願

第十一 地方鐵道等ノ戰災復舊ニ關スル資材及資金ノ特別措置ニ關スル請願

第十二 豫定線小郡、萩間鐵道速成ノ請願

第十三 富士山麓一週觀光道路新設ニ關スル請願

第十四 木曾川上流改修並附帶工事速成ノ請願

第十五 農家ノ經濟安定ニ關スル請願

第十六 岐阜縣本巢郡根尾村ニ高堤築設ノ請願

第十七 北海道虻田郡眞狩地帶ニ關スル請願

第十八 奥羽本線福島、米澤ノ兩縣間電化速成ノ請願

第十九 舊鶴見臨港鐵道線外三鐵道線拂下ニ關スル請願

第二十 未成線鐵道佐久間線速成ノ請願

第二十一 福島縣小名濱港修築ニ關スル請願

第二十二 下關市ニ第二水產講習所設立ノ請願

第二十三 最上川並同支流改修ノ請願

第二十四 大藏省所管事務政府委員大藏事務官伊原隆君

第二十五 議長(公爵徳川家正君)去ル十二日、佐藤文之助君、貴族院令第二條第六號ニ依リ貴族院議員ニ任ゼラレマシタ、就キマシテハ部屬ヲ第一部ニ定メ

第二十六 議長(公爵徳川家正君)去ル十三日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

第二十七 議長(公爵徳川家正君)過半數ト認メマス、板谷順助君

第二十八 議長(公爵徳川家正君)只今直グニコチラニ見エルト存ジマスカラ御登壇ヲ要求致シマス

第二十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第三十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第三十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第三十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第三十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第三十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第三十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第三十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第三十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第三十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第三十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第四十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第四十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第四十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第四十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第四十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第四十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第四十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第四十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第四十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第四十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第五十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第五十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第五十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第五十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第五十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第五十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第五十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第五十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第五十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第五十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第六十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第六十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第六十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第六十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第六十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第六十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第六十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第六十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第六十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第六十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第七十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第七十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第七十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第七十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第七十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第七十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第七十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第七十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第七十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第七十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第八十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第八十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第八十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第八十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第八十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第八十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第八十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第八十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第八十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第八十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第九十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第九十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第九十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第九十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第九十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第九十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第九十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第九十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第九十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第九十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百二十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百二十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百二十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百二十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百二十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百二十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百二十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百二十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百二十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百二十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百三十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百三十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百三十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百三十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百三十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百三十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百三十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百三十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百三十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百三十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百四十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百四十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百四十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百四十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百四十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百四十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百四十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百四十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百四十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百四十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百五十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百五十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百五十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百五十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百五十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百五十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百五十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百五十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百五十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百五十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百六十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百六十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百六十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百六十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百六十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百六十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百六十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百六十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百六十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百六十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百七十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百七十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百七十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百七十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百七十四 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百七十五 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百七十六 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百七十七 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百七十八 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百七十九 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百八十 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百八十一 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百八十二 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

第一百八十三 議長(公爵徳川家正君)御登壇、拍手

於ケル所ノ是等ノ家族ノ人々
ハ一日千秋ノ思ヲ致シマシテ、
明ケ暮レイツ歸ルカト云ツテ非常ニ待
チ佗ビテ居ルヤウナ情勢アリマス、
若シ是等ノ人々ガ越年スルヤウナコト
ガ、アリマシタナラバ、言フ迄モナク
飢餓ト寒氣ニ襲ハレマシテ、如何ナル
悲慘事ガ起ルデアリマセウカ、恐ラク
ハ國民、我々同胞ト致シマシテハ、一
人トシテ一片ノ涙ナキヲ得ナイ者ハナ
イト私ハ考ヘルノデアリマス、又現在
我ガ國ガ敵戰國デアル、降伏シテ居ル
ノデアル、今ヤ敵モ味方モアリヤシナ
イ、從ツテ諸外國ニ於キマシテモ、恐
ラクハ我國ニ對スル非常ナ同情ヲ以
テ迎ヘラレルト云フコトヲ私ハ信じテ
疑ハナインデアリマス、幸ニ政府ノ努
力、非常ナル所ノ努力、又「アメリカ」
ヲ初メ聯合國ノ絶大ナル援助ニ依リマ
シテ、今日相當ノ歸還ヲ見マシタコト
ハ、誠ニ感謝ノ至リニ堪ヘナ衣次第デ
アリマス、併シナガラ現在問題トナル
ノハ、「ソヴィエト」占領管内ニ於ケル
同胞殘留者ノ問題アリマス、私ノ聞
ク所ニ依レバ、未ダ百萬人ノ人が殘留
シテ居ルト云フコトデアリマス、現ニ
犬連ニ於テハ二十四萬人ノ人々ガ居
ル、「ソヴィエト」ニ於テハ大連港ニ引
揚船ヲ入レルコトニ付テハ、同意サレ
テ居ラナイ、又滿洲ノ奥地方面ニ於ケル
所ノ人々ハ、消息ガ分ラナイ、風ノ便
リニ依ツテ或程度ハ分ルデアリマセウ
ケレドモ、現在ニ於テハ其ノ消息ハ分

ラヌノデアリマス、諸君モ御承知ノ通
リ、「ボツダム」宣言、成ル程公約デ
アル、併シナガラ聯合國ニ於テハ之ヲ
トハ、明カニ約束ガ出来テ居ルノデア
リマス、聞ク所ニ依レバ、滿洲ニ於ケ
ル所ノ大部分ノ軍隊ハ「シベリア」ニ送
ツテ強制勞働ニ服サレテ居ルト云フ噂
ガアル、私ハ此ノ噂ヲ信ジタクハアリ
マセヌ、併シナガラ「ソヴィエト」政府
ニ於キマシテモ、勿論血モ涙モアルコ
トニ付テハ、私ハ變リハナイト信ズ
ル、又「ソヴィエト」ト我ガ國ノ關係ハ
御承知ノ通り、終戰一週間前迄ハ中立
條約ヲ守ツテ所謂親善ノ國柄デアル、
又同國トハ戦爭ラシイ戦爭ヲシテ居ラ
ヌノデアリマス、恐ラクハ私ハ「ソヴィ
エト」政府ニ於カレマシテモ、人道
ニ基イテ適當ノ處置ヲ講ゼラレルモノ
ト私ハ深ク信ジテ居ルノデアリマス、
ヴィエト」ト交渉シテ居ル、新聞ノ報
最近聞ク所ニ依レバ、新聞紙ノ發表ニ
依リマスルト云フト「アメリカ」ト「ソ
ノ、船ヲ送ラナイ、「アメリカ」ガ船ヲ
送ラナイト言ツテ居ル、又「アメリカ」
イエト」ハ我々同胞ヲ歸シタイケレド、
モ、船ヲ送ラナイ、「ソヴィエト」ガ兵隊其ノ他ヲ
返サウトハシナイト云フ、新聞ノ報道ハ
側ニ於テハ、サウデハナイ、船ヲヤル
トシテモ、「ソヴィエト」ガ兵隊其ノ他ヲ
相ハドウデアルカ、國内ニ於ケル所ノ

家族ノ人々ハ、一日千秋ノ思ヲ致シマ
シテ、自分ノ子供、自分ノ兄弟、是ガ
早ク歸ルコトヲ待チ佗ビテ居ルノアリ
リマスルガ、吉田總理大臣、外務大臣
ハ、此ノ間に於ケル所ノ消息ハ如何ナ
ル事情ニナツテ居ルカ、勿論今日迄非
常ノ努力ヲナスソテ居ルデアリマセ
ウ、此ノ努力ニ對シテハ、國民ハ感謝
ヲ致シテ居リマスガ、只今申上ゲマシ
タル通り、若シデス、是ガ越年ニ至ル
ガ如キコトガアツタナラバ、由々シイ
問題ガ起り、非常ナル所ノ悲慘事事が起
ルコトヲ覺悟セネバナラヌ、我々國民
ト致シマシテハ、之ヲ救濟スルト云フ
コトニ付テ、如何ナル手段ヲ執ツテ
モ、如何ナル方法ニ依ツテモ、面目ア
リマセヌ、(拍手)何トシテモ此ノ際之
ヲ救濟スルト云フコトニ付テ、最善ノ
努力ヲ拂ハレムコトヲ希望致シマス、
私ハ家族ニ代ツテ政府ニ懇請ラスル、
質問デハアリマセヌ、懇請ラスル、ドウ
カシテ此ノ問題ヲ解決スルコトニ付テ
最善ノ努力ヲシテ貰ヒタイ、又今日迄
ノ經過、今後ニ於ケル所ノ見透シガ如
何ナル情勢ニアルカト云フコトヲ、此
ノ機會ニ於テ吉田總理大臣ヨリハツキ
リ御答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマ
ス、次ニ御伺ヲ致シタコトハ、現在
ノ我ガ國ノ社會情勢ノ不安デアリマ
ス、政府ハ現在ノ我ガ國ノ世相ヲドウ
御考ニナツテ居リマスカ、コンナコト
デ日本ノ再建ガ出來ルト一體御考ニ

シテ居リマスカ、現在ノ我ガ國ハ言フ迄モナク敗戦國デアル、未ダ獨立國ニハアリマセヌ、従ツテ敗戦後ノ我ガ國ノ現状ハ、國家モ國民モ非常ナ窮境ニ陥ツテ居ル、此ノ貧乏世帶、現在ハ貧乏世帶、有ラユル方面ニ於テ力ハナイ、此ノ貧乏世帶ヲ切抜ケルト云フコトニ付テハ、國民一般ガ非常ナル所ノ覺悟ト決心ヲ以テ臨マナケレバナラヌコトハ言フ迄モナイコトアリマス、私ハ現在ノ敗戦ノ現實ヲ、政府ヲ初メ國民ガ之ヲ認識シテ居ルカ、敗戦ノ國民ハ、國民有ラユル方面ノ人々ハ之ヲ分タナケレバナラヌコトデアリマス、然ルニ先ツ第一ニ政府ノ態度、國家ノ指導者トナリ、國民ノ模範トナルベキ所ノ政府ノ態度ガ一體ドウデアルカ、果シテ政府ハ現在ノ敗戦ヲ認識シテ居ルカ、我ガ國ノ財政ハ言フ迄モナク非常ニ窮ツラ告ゲテ居ル、然ルニデス、財政ヲ出來ルダケ緊縮ヲセナベナラヌト云フ此ノ場合ニ於テ、群難割據、或ハ各省分取主義、言葉ハ甚ダ穩カデナカモナ知リマセヌガ、有ラユル方面ニ於テ、私ヲシテ言ハシムルナラバ、無謀ナ計畫ヲ立テ居ルト云フコトハ、見逃スコトハ出來ナイノデアリマス、稅ニ依ツテ之ヲ補填スルト云フ、現ニ一般會計ニ於テハ二百五十五億ノ赤字ヲ補填スル、其ノ他追加豫算ヲ併セマテシテモ莫大ナ數ニ上ルノデアリマス、

一體政府ハ財産税ガ幾ラ取レルト考ヘ
テ居ルガ、初メハ千億ト云ヒ、五百億
ト云ヒ、最近ニ於テハ三百五十億モ取
レルカ取レナイカ、恐ラクハ其ノ申ノ
三分ノ一ハ現金或ハ預金ニ於テ取レル
カ、後ハ物納ダ、一體之ヲドウ始末ス
ル積リカ、恐ラクハ私ハ政府當局ガ、
現在ノ我ガ國ハ敗戰國ニアツテ、財政
窮乏デアル、從ツテ此ノ敗戰ヲ切抜ケ
ルニ付テノ、果シテ自覺ヲ持ツテ居ラ
レルカドウカ、私ハ之ニ對シテ非常ナ
疑問ヲ持ツテ居ル、更ニ又國民一般ニ
對シマシテモ、國民ノ有ラユル人々ガ
敗戰ノ現實ヲ認識シテ居ルカ、敗戰ノ
苦シミヲ御互ニ分ケ合フト云フ覺悟ヲ
持ツテ居ルカ、若シ此ノ覺悟ガアツタ
ナラバ、勞働爭議ノ如キモノガ起ルベ
キ筋合デハナイノニアリマス、勿論今
日民主的ニ勞働組合ノ健全ナル發達ヲ
圖ルコトハ是ハ當然ノコトデアリマス
ガ、現在ノヤウニ勞働爭議ガ到ル處ニ
ノミヲ主張シテ、義務ヲ忘レテ居ル、
斯ウ云フ傾向ガアリハシナイカ、又現
在ノ我ガ國ニ於テハ資本家ラシイ資本
家ナドハアリハシナイ、事業經營者ハ
ヲ持ツテ居ラナイ、コソナコトデ一體
日本ノ再建ガ出來ルカ、勿論企業整備
ヲ行フト云フコトニ付テハ、先づ第一
二人ノ整理ヲ行バナケレバナラヌ、例

「ハ國鐵爭議ノ如キ、勞働者諸君ハ之
ヲ成功ダト云ア、國鐵ノ如キハ、御承
知ノ通り民營事業ヂヤナイ、彼等ノ要
求ヲ容レルコトニナレバ、結局國家ノ
負擔ニナル、國家ノ負擔ハ要スルニ國民
各自ノ負擔ニナルノデアリマス、果シ
テ現在ノ如キ情勢ニ於テ、合理的ノ產
業整備ガ出來ルカ、又海員組合ノ騒動
ノ如キモ未ダ解決セヌト云フコトデア
リマスルガ、是等ノ問題ニ於キマシテ
モ、運營會ガ金ヲ餘計出シサヘスレバ
解決ヲスル、其ノ金ヲ出ス問題ハ誰ガ
負擔スル、要スルニ國家ガ負擔スル、
運營會ニ對スル所ノ補助金ヲ増額ス
ル、ソレヲ一體誰ガ負擔スル、要スル
ニ國民ノ頭ニ掛ツテ來ルコトデアリマ
ス、又一面國民ガ果シテ此ノ敗戰ノ現
實ヲ把握シテ居ルカ、國民御立ガ此ノ
苦シミヲ分ケ合フト云フ心掛ニナツテ
居ルカ、新圓獲得者ノ或一部ノ如キ
ハ、濫費ヲ行ヒ、言語道斷ノ振舞ヒヲ
致シテ居ルト云フコトハ各地ニ現レテ
居ル、是が我國ノ社會ノ上ニ、風教
ノ上ニ、或ハ又少年ノ感化ノ上ニ、非
常ナル所ノ惡影響ヲ及シテ居ルノデア
リマス、又一部ノ者ハ如何ニシテ新圓
ヲ獲得スルカ、新圓賭ギニ憂憂ヲヤツ
シテ汲々トシテ居ル、是が現在ノ社會
情勢デアリマス、果シテ是等ガ生産方
面ニ其ノ資金ガ使ハレテ居ルカ、私ハ
若シ現在ノ懃推移ヲ致シマシタナラ
バ、勞資トモ共倒レヲ致シマシテ、我
ガ國ノ運命實ニ危殆ニ瀕スルト私ニハ

思ハレルノデアリマス、要スルニ斯カル
ル結果ヲ來シマシタコトハ、先づ第一
ニ經濟界ノ不安、生活ノ不安、是等ガ重
大ナ問題デアリマス、現在ノ儘ニ委シテ
居リマシタナラバ、恐ラクハ失業者ガ
續出スルデアリマセウ、故ニ政府ハ失
業者ヲ出來ルダケ作ラナイヤ、ウノ政策
ヲ行ハナケレバナラズ、從ツテ又失業

ス、政府ハ果シテ此ノ退藏サレタル所ノ新圓ノ金融機關ニ吸收スルコトニ付テ、積極的ノ御考ヲ持ツテ居ルカ、若シ此ノ退藏サレタル新圓方金融機關ニ積極的ニ吸收サレテ、而シテガ事業資金ニ廻ラザル以上ハ、決シテ我ガ國ノ產業ハ興リハシナイ、私ハ決シテ新圓ヲ再封鎖シロトハ言ハナイ、

マス、併シナガラ然ラバ前途如何ナル
方法ガアルカ、日本現在ノ状況ニ於キ
マシテハ、聯合國ニ懇請スル以外ニ
法ハナイノデアリマス、若シ又方法ガ
具體案ガアルト仰シャルナラバ、參考迄
ニ伺ヒダイモト思ヒマスガ、不幸ニ
シテ政府ト致シマシテハ聯合國ニ懇請
スル以外ニ方法ハナイノデ、又仕合セ

策ヲ急速ニ行ハナケレバ、ニ對スル失業對リマス、故ニ私ハ此ノ際政府ガ我が國ノ敗戦ノ現實ヲ能ク國民ニ自覺ヲサセテ、現在ノ弛緩シテ居ル所ノ人心ヲ引締メル、是ガ最モ重要ナ問題ト考ヘルノデアリマスルガ、之ニ對スル所ノ政府ハ如何ナル御考ヲ持ツテ居ルカ、此ノ點ニ付キマシテ國民ノ安心ノ行クヤウナ御説明ヲ願ヒタク、次ニ御伺ヒヲ致シタイコトハ、經濟問題デアリマス、大藏大臣ハ御差支ガアツテ御出席ガナイサウデアリマスルガ、膳國務大臣ハ經濟安定本部ノ長官ト致シマシテ、我ガ國ノ經濟ノ元祖ヲナシテ居ル方デアリマス、私ハ先般大藏大臣ガ記者團トノ會見ニ於テ、現在ノ新聞ノ大部分ハ退藏サレテ居ル、退藏サレテ居ルカラ、政府ノ信用ヲ證據立テルモノデアル、從ツテ又「インフレ」ニ對スル所ノ或程度ノ抑制デアル、ト云フ意味ノ御意見ヲ發表サレテ居リマス、果シテ私ニハ事實デアルカドウカ分ラヌ、若シ是ガ事實デアルト致シマシタナラ

ニシテ新圓ヲバ徒ラニ退藏セシムルコトナク、是ガ又消費ノ方面ノミニ向イテ「インフレーション」ヲ助長スルヤウナコトノナイヤウナコトニ付キマシテハ、腐心シテ居ルコトハ御承知ノ通りデアリマスルガ、ナカノ起死回生ノ妙薬ハアリマセヌ、要スルニ何處ニ根源ガアルカト申シマスレバ、申上ダル迄モナク、本年ノ春以來政府ノ執ラムトル戦時補償打切ニ關聯シマスル一聯ノ施策ガ如何様ニ相成リマスルカ、又賠償物資ノ提供ニ基キマスル産業ノ再編成ガ如何様ニ相成リマスルカ、實ハ國內ノミニテ解決シ得ナイ多々ノ問題ガアリマスル爲ニ、既ニ財界ノ將來ノ見透シガ附クベキモノガ、容易ニ附キ得ナイ殘念サガソニザイマス、此ノ點ニ付キマシテハ、政府各方面ニ關係方面トノ理解ヲ得ル爲ニ、又其ノ下ニ新シイ經濟再建ノ途ガ附ク爲ニ孜々努力致シテ居リマス、斯様ナ方面ノ見透シガ附キマシテ、將來ノ產業ガ如何様ニ立直ルカト云フコトノ見極メガ段段國民ノ間ニ附クヤウニナリマスレバ、自然ト金融機關ニ對シマスル信用モ回復スル、又產業ニ對シマスル投資ル不安カラト存ゼラレマス、是ガ根本的ニ除去セラレマスレバ、自然ト圓ノ圓滑ナル運轉モ融通モ行ハレ得ルモノト存ジマス、左様ニ意味合ニ於キマシ

前ノ施策ニ付テハ何モヤツテ居リマセ
ス、併シナガラ第一番ニ國民ノ生活ヲ
安定セシムルモノハ、先づ食生活ノ安
定、之ニ次デハ差當リ戰時補償打切ニ
伴ヒマス善後措置ヲ、少シデモ國民ノ
不安ヲ除去スルヤウナ方面ニ持ツテ行
クコトノ施策、同時ニ是等ノ經濟ノ立
直シノ爲ニ、國內ニ不足ノ物資ヲバ國
外カラ出來ルダケ有利ニ多量ヲバ輸入
シタイ、斯ウ云フヤウナ應急的ノ方面
ニ各關係ノ各省ト力ヲ併セテ參リマ
ス、要スルニ根本的ニ國民ノ將來ニ對
スル不安ヲ除去スル、是ガ拔本塞源的ナ
圓ノ健全性ヲ取戻ス所以デアラウト考
ヘマス、私共ハ種々其ノ方面ト努力致シ
テ居リマス、應急ノ問題ニ付キマシテハ
大藏當局カラ御答辯ガアル方ガ間違ヒ
ナクテ宜イト思ヒマスノデ、私ハ斯様
ニ考ヘテ努メテ居リマスルコトヲバ申
上ゲマス

カノ側ノ方ニ於カレマシテハサウゼヤ
ナイト言フ、是ハ新聞紙ニ發表サレニ
居ル、此ノ間ニ於テノ貞相ハ一體ドウ
デアルカ、ドウカ私ハ總理ガモツタ
族ニ對シテモツト深切ナ御答辯ヲ
願ヒタイ、又大藏大臣ハオイデニナニ
ヌガ爲ニ徹底的ナ御答辯ヲ得ラレ
マ、只今陸國務大臣ノ御話デハ、其
ノ中ニハ我が國ノ經濟界ハ安定スルガ
ラウ、併シナガラ恐らくハ從來ノ政府
ノ政策ノ施策ヨリハ輿論ガ先走ツテ
ル、輿論ガ承知シナイ、如何ニ政府ハ如何
シテ今日政府ノ信用ヲ維持スルカトニ
辯明サレマシテモ國民ハ承服ヲシナノノ政
策今日ノ現状デアリマス、政府ハ如何
シテ今日政府ノ信用ヲ維持スルカトニ
コトニ付テ積極的ニ如何ナル所ノ政
策ヲ探ルカ、是ガ先決問題デアル、其
ダ失禮ナ言ヒ分デアリマスケレドモ、
扶助爭議ニ對シテモ、其ノ他ノ問題
對シテモ政府ノ態度ハ所謂信念ト勇
ヲ缺イテ居ル、其ノ結果却テ國民ヲ學
ハセル結果ニナルモノト私ハ思フ、又
總理大臣ニ對シテ、私ハ現在ノ有ラ
ル國民ニ對シテ今日我ガ國ノ敗戦ノ事
テ居ル場合デハアリマセヌ、何トシニ
ノ敗戦ノ苦シミヲ分ケ合ハナケレバ
ラスト云フ重大ナ時期ダ、内輪ニ争
テ莫云フ重大ナ時期デアリマス、我
が國民ガ協力一致シテ、非常ナル所ニ
決心ヲ以テ此ノ難關ヲ突破セネバナニ
テ居ル場合デハアリマセヌ、何トシニ

國ハマダ敗戰國デアツテ獨立國ヂヤナリ、其ノ氣分デ有ラユル對策ヲ講ジタナラバ以テノ外アル、ドウカ總理ニ於キマシテモ、今申上ゲマシタル通り、或ハ適當ノ機會ニ於テ我國ノ相狀ハスウデアルト云フコトヲ國民ニシテ能ク自覺サセル必要ガアルノデナイト思フ、之ニ關スル今一遍ノ御答辯ヲ頼ヒタイ、更ニ又產業ノ合理化、是ハ常ニ體國務大臣モ仰シヤツト居ル、產業ノ合理化ト云フコトニ付テハ勿論或程度ノ人員ノ整理ヲシナカッタラ出來ルモノハアリマセヌ、併シナガラ此ノ整理ニ對シテ先づ出來ルが如ケノ失業者ガ出ナイヤウナ手段、方姓誠首ハシナイ、人員ノ整理モシナイ、何處デ產業ノ合理化ガ出來ルか、結晶國鐵ニ於キマシテハ、一體誰ガソレヨ負擔スルカ、言フ迄モナク我國民主衆ガ其ノ赤字ヲ負擔スルト云フ結果ニナルノデアリマス、若シ人員ガ剩ツクナラバ之ヲ如何ナル方法ニ依ツテ如何ナル方面ニ向ケルカト云フコトニ付テ先づ具體的ナ案ヲ定ムベキモノデアルト思フノデアリマスガ、私ハ總理大臣ニ對シテ只今一度御答辯ヲ願ヒタリ、體國務大臣ニ對シマジテハ事大體適當ノ機會ニ讓ルコトニ致シマシテ、此ノ質問ヲ打切りマス(拍手)

○國務大臣吉田茂君登壇
ス、先程私ガ御答へ致シタノハ、率直ニ申セト云フコトデアルカラ率直ニ申シタノデアリマス、日本ノ今日ト致シマシテハ、「ロシヤ」ト聯合國トノ間ニ交渉ノ状態ガドウデアルカト云フコトハ、一二「ワシントン」ニ於ケル狀況ヲ知ル以外ニ方法ハナインデアリマス、又聯合國トシテ或ハ日本理事會ニ於ケル發表ノ審議ニ付テモ其ノ成行キ等ニ付テハ新聞以外三承知スル方法、手段ハナイノデアリマス、テ發表ガ、聯合國、或ハ「ソヴィエト」ノ言ヒ分ノ喰當ヒハ確カニアリマスガ、如何ニシテ喰違ツテ居ルカ、孰レガ是デアルカ、非デアルカト云フコトヲ確カムル方法ニモシテ居ルト云フコトハ先程モ申シマシタ通り是ハ最モ顯著ナル事實ニテ非常ニ同情アル態度ヲ以テ「ロシヤニモシテ居ルト云フコトハ先程モ申シマシタ通り是ハ最モ顯著ナル事實ニアリマス、又「ソヴィエト」ガ之ニ對シテ如何ナル應答ヲシタカト云フコトハ、是ハ知ル由モナイノデアリマス、是ガ現狀デアリマス

テ及報告候也

昭和二十二年九月十二日

貴族院議長公爵德川家正殿
委員長伯爵黒田清

〔伯爵黒田清君登壇〕

○伯爵黒田清君　只今議題トナリマシタ
食糧緊急措置令ニ關シマスル特別委員會ノ經過並ニ其ノ結果ヲ御報告申上
九日ヨリ十二日迄數日間慎重審議ノ結果全委員異議ナク之ヲ承諾スペキモノ
ト決定致シタ次第デアリマス、本措置令ニ關シマスル農林大臣ノ御説明ハ、
既ニ本會議ニ於テ爲サレマシタノデ茲ニハ省略ヲ申上ゲマス、此ノ委員會ニ
於キマスル質疑應答ノ中是ヨリ主ナルモノヲ申上ゲマスガ、此ノ措置令ハ先
づ主要食糧ニ關シマスル強權發動ノ問題、次ニ生鮮食料品ノ再統制ノ問題、第三ニ
主要食糧ノ強權發動ニ關シマシテハ種
出阻害行爲ノ取締等ノ三ツノコトヲ内
容ト致シテ居ルノデアリマス、第一ノ
主要食糧ノ強權發動ニ關シマシテハ種
種ノ御質問モアツタノデゴザイマス
ガ、大體次ノ諸點ニ歸スルト存ズルノ
デアリマス、ソレハ米及ビ芋類ノ生產
高ニ政府ハモット正確ナ測定ガ出來ナ
イモノニアラウカ、生產高ノ算出ハ何
ト言ツテモ供出割當ヲ決定スル基礎ト
ナルノデアルト云フコトヲ初メト致シ
アルカ、又本年度ニ於ケル惡徳農農家ニ
アルカ、又本年度ニ於ケル惡徳農農家ニ

對シテバ如何ナル方策ヲ執ルカ、本年度農家保有量ヲ引去ツタ殘リノ全部ハ賣ヲサセル意思ハナイカ、綜合畠供出ニ付テ雜穀類ノ割當ノ比率ガ今日迄苦酷出後ノ殘ツタ米或ハ芋ニ付テハ自由販配給ヲ一元化スル必要ハナイカ等ノ點ニ付テノ御質問ガアツタノデゴザイマスガ、之ニ關シマスル政府ノ御答ハ、生産量ノ測定ハナカノン困難ノモノデアツテ、統制ヲシテ居ルトドウシテモ控ヘ目ニ報告シテ來ルノデアル、ソレデ農林省トシテモ常ニ正確ナ數字ヲ得タイト苦心ハシテ居ルノデアルガ、現在農林省デヤツテ居ル測定ハ各農事試驗場デヤツテ居ル豐凶考照試驗ト云フモノヲ基礎トシテ、更ニ氣象臺ノ協力ヲ得、又實地見分ニ依リ測定ヲシテ居ルノデアル、處が何分ニモ地方ヨリノ報告ハ利害關係トカ政策トカ、主觀的ノ要素ガ入ルノデトウモ正確ナ數字ガ得ラレナイ、今後ハ何カ特殊ナ機關デモ作ツテ純客觀的ノ立場ヨリ測定ヲスル必要ガアルノデハナイカト思ツテ居ルトノコトアリマシタ、尙今日迄ノ政府發表ノ數字ハ八月一日現在ノモノノデアツテ、勿論其ノ後天候ノ順調ニアツタ云フコト等ハ其ノ當時ハ豫想シテ居ナカツタノデアリマスルカラ、其ノ後ハ増加シテ居ルコトハ當然アリ、又地方ニ於テハ新聞等輿論ニ依ツテ農家モ相當非難ヲサ

レテ居ル所モアリ、從ソテ其ノ報告モ
其ノ後當然訂正サレテ來ルモノト思ツ
テ居ルトノコトニ關シマシタ、供出
ルベク早ク決定シタイト思フ、サウシ
テ一般供出割當ヲ待タズ早場米ノ割當
ヲ決メタノデアル、九月中ニハ大體ノ
割當ヲ決定スル積リデアル、又供出割
當ノ方法ニ付テハ從來ノ供出割當ノ基
礎數字、一人當リ三合一匁五才ト云フ
モノヲ本年ハ一人當リ米、麥、芋ヲ含
シニ四合ヲ保持スルト云フコトトシ、
又供出シタ翌日ニ直ニ還元配給ヲ受
ケナケレバナラナイヤウナ農家ニ對シ
テハ、本年ハ供出割當ヲシナイト云フ
ヤウナ農家保有量ノ點ニ於テ、又其ノ
他ノ點ニ付テ相當ノ改善ヲシテ居ルノ
デアルトノコトデアリマシタ、昨年度
ノ供出未完了ノ者ハドウスルカト云フ
點ニ付キマシテハ、大體合理的ニ割當
テタモノノ殘米ハ麥、馬鈴薯等ニ對シ
テ第一段ノ方法ヲ執ツタガ、大體是デ
「カバ」一分出來ルト思フ、尙不十分ノ
時ハ第二段ノ方法ヲ執ル積リデアル、
昨年ノ米ト本年ノ馬鈴薯、及ビ麥ハ綜
合供出ト云フヤウナ意味合ニナルノデ
アル、市町村食糧調整委員會ニ總渡ヒ
ヲシテ貰ツテ、ソレニ依リ後ノ馬鈴薯
及ビ麥ノ供出割當ヲ決メテ行ク、馬鈴
薯、麥ニ付テノ供出割當ノ殘リノモノ
ニ於テノ締括リハ、今回ノ米、甘藷ノ
供出ニ際シ其ノ殘リヲ保有量トシテ
ノ申ニ計算シテヤツテ行ク積リデアル

トノコトデアリマシタ、尙本年モ未ダ
統制ノ必要ヲ認メテ居ル以上ハ強權發
動ト云フコトハ停止スルコトハ出來ナ
イ、但シ此ノコトハ傳家ノ寶刀トシテ
此ノ運用ニ付テハ十分慎重ニスル積リ
デアルシ、本年ハ腐リ易イ芋類ニ對シ
テハ考ヘテ居ナイガ、麥等ニ付テハ考
ヘテ居ルトノコトデアリマシタ、
又本年度ハ農家保有量ヲ引去ツタ殘り
全部ヲ供出サセルカト云フコトニ關シ
マシテハ、平年生産基準量ヲ基礎トシ
テ、此ノ基準量以上出來タ物ハ割當以
上ノ供出ニナルノデアルカラ、割當以
上ノ米ハ報奨金制度トシテ出シタイト思
フ、サウシテ割當以上ノ供出ハ出來
ルダケ正常ノ「ルート」ニ乘セタイト思
フト云フコトデアリマシタ、此ノ委員
會ニ於キマシテ最モ論議セラレマシテ
ルコトハ、供出後殘ツタ米、或ハ芋ヲ
自由販賣サセルカドウカト云フ點デア
ツタノデアリマスガ、之ニ關シマシテ
ハ政府ハ斷然自由販賣制度ハ許サナイ
方針デアル堅イ信念ヲ披瀝サレタノデ
アリマス、今年ハ幸ヒ豐作ヲ豫想サレ
テハ居リマスルガ、未ダ食糧問題ノ見
透シハ附イタノデハナク、今ハ最モ肝
要ナ時デアルノデ、生産者モ消費者モ
心ニ緩ミガ出テハナラズ時デアルノ
デ、政府トシテハ其ノ點慎重ニ考ヘテ
居ル、併シ殘米等ニ對シテハ出來ルダ
ケ統制ノ件ノ中ニ入レテ、正常ノ「ルー
ト」ニ乗セルベク萬全ノ策ヲ講ジタ
イト思ツテ居ルトノコトデゴザイマシ

タ、綜合供出ニ付テ雜穀類ノ割當ノ比率ガ今日迄苛酷ニ過ぎハシナカツタカト云フ御質問ニ付キマシテハ、此ノ雜穀ノ代替率ニ付テハ日本農業研究所ニ於テ研究ヲシタノデアルガ、尙再検討ノ餘地ハアラウ、ソレハ「カラリー」ノ點及ビ價格ノ點ニ於テ考慮シナケレバナラス點ガアルシ、本年度ハ今迄ト違ツタ行キ方ヲスルモノデアルトノコトデゴザイマシタ、供出報獎物資配給ヲ元化スル必要ハアリハシナイカトノ御尋ニ對シマシテハ、現在末端ハ市町村ノ農業會ニ於テ其ノ配給ハ一元的ニヤツテ居ルノデアル、唯問題ハ農村ニドノ位ノ物資ガイツ來タコト云フコトヲ、一日モ早ク一般ニ成ルベク知ラセルコトガ必要ナノデアルト云フコトデゴザイマシタ、次ニ生鮮食料品ノ統制ノ問題ニ關シマシテノ御質問ト致シマシテハ、生鮮食料品ノ出荷増加ノ點ニ付テ、及ビ沿岸、湖面ニ於ケル漁獲物ニ對スル御質問ガアツタノデゴザイマスガ、之ニ付キマシテハ政府ハ今日迄ハ農業會テ出荷計畫ヲシテ來タノデアルガ、本年ハ其ノ下ニ出荷組合ノ如キモノヲ作り、荷受ノ方ニハ統制會社ノミニ委セズシテ、農業會ガ直賣所ノヤウナ機關ヲ持ツ方法ヲ考ヘテ居ルノデアル、又水產物ニ對シテハ油ノ「リンク」制ヲ十分活用シテ出荷ノ增加ヲ圖リタイト思ツテ居ル、唯漁村ニ對スル加配米ハ農村トノ關係上多少困難ナ點モアルガ、出來ルダケノ考慮ハシ

テ居ルトノコトデアリマシタ、生鮮食
料品ハ何ト申シテモ其ノ對象ガ生キ物
デアリマスノデ統制モナカ～困難デ
ハアル、併シ海上ノ闇賣買等ニ關シテ
ハ監視船ヲ以テ十分監視ヲシテ行キタ
イト思フ、種々ノ方法ヲ以テ統制ノ案
レヌヤウニシテ行キタイト云フコトデ
アツタノデゴザイマシタ、次ニ供出妨
害行爲取締問題ニ關シマシテノ御質問
ノ中ニ、反供出ノ煽動ナドハドウ見ル
カト云フ御質問ガアツタノデアリマス
ガ、之ニ對シマシテハ、單ニ意見ノ開
陳ハドウモ致シ方ナイデアラウ、併シ
行爲ニ現レタ者ハ困ルト云フ御答デア
リマシタ、以上ノ外一般食糧ニ關シマ
シテハ、澱粉工場設置ニ關スル許可ノ
問題、澱粉工場ニ對スル芋ノ割當ノ量
ノ問題、將來日本ノ食糧政策トシテ玉
蜀黍ノ增産獎勵ヲシテハドウカ、將來
日本人ノ食生活ヲ如何ニ考フベキデア
ルカ、食糧増產ト云ツテモ、量ノミデ
ナク質ノ問題ガ重要デハナイカ、今回
ノ粉中毒ノ問題ヨリ粉検査所ヲ設ケル
意思ハナイカ、勞務加配米ヲ増加スル
意思ハナイカ、日本ノ將來ノ食糧計畫
如何等ノ御質問ガアツタノデアリマ
ス、又一般農村問題ト致シマシテハ、
蠶絲業ヲ獎勵スル必要上、桑園ノ復舊
計畫ノ必要、農村ニ對スル所得稅ニ付
テ尙考慮スル餘地ハナイカ、農村今後
ノ經濟的、文化的向上ヲ圖ル方策如何
等ノ意義アル御質問ガ多々アツタノデ
ゴザイマス、總テ適切ナル御質問デア

リマシテ、是等ノ諸點ニ關シマシテ委員各位及ビ政府側トノ間ニ熱心ナル應答ガ取交サレタノデアリマス、其ノ詳細ハ何卒速記録ヲ以テ御承知置キ願ヒ
タイト存ジマス、唯政府ノ御答ノ中二三ヲ申上ゲマスレバ、粉中毒ノ問題ハ現在尙研究中デアルガ、マダハスキリシタコトガ分ツテ居ラナイ、「メチールアルコール」ニ關スルヤウナ粉ニ關スル検査所ハ現在ハ無イノデアル、今後ハ未利用資源ノ混入ト云フ必要モ段段無クナツテ來ルカラ、斯カル心配ハナイト思フト云フ御答ヘデアリマシタ、勞務加配ニ付テハ、本年ハ前年度ヨリ約二百五十萬「トン」程其ノ量ヲ增加スル積リデアル、又日本將來ノ食糧計畫ニ付テハ實ハ政府ハ昨年暮カラ研究立案ヲシテ居ルノデアルガ、如何セム種々ノ條件ガマダ整ハナイノデ、責任ヲ以テ其ノ發表ヲスルコトが出來ナインデアル、併シ其ノ計畫ノ一端ヲ言フナラバ、開拓百五十萬町歩ヲ完了スル、十萬町歩ノ干拓ヲスル、肥料料百萬「トン」ノ完了、燐鑛石モ所要量ガ確保シ得ルヤウニシタイ、サウシタ條件ガ整ヒマシテ五六年先ニハ水田七千二百萬町歩、麥ノ收穫二千九百萬石程度ノモノニシタイ、サウ云フ計畫ヲシテ居ルノデアルガ、未ダ其ノ計畫ヲ責任ヲ以テ發表スル時デハナイト思フト云フコトデアリマシタ、斯クシテ質疑應答ヲ終リ討論ニ入リマシタガ、一委員ヨリ、今年ハ

豊作デハアルガ、尙主食ノ絕對量ハ國民
平常ノ榮養保持上不足デアルカラ、食
糧ノ統制ハ必要デハアルガ、強權發動
ノ點ニ付テハ末端關係者ニハ實ニ重大
ナル影響ガアルノデアル、又生鮮食料
品ノ統制ニ付テモ出來得ル限り實情ニ
即スルヤウ十分注意セラレタキ旨ヲ申
サレテ、本措置令ニ承諾ヲ與フルコト
ニ賛成ノ意ヲ表サレタノデゴザイマ
ス、斯クシテ討論ヲ終リ採決ニ入りマ
シタ處、至委員異議ナク本措置令ヲ承
諾ヲ與フベキモノト決定致シマシタ次
第デアリマス、之ヲ以テ御報告ヲ終リ
マス

○議長(公爵徳川家正君) 別ニ御發言
モナケレバ是ヨリ採決ヲ致シマス、本
件ニ對シ承諾ヲ與フルコトニ御異議ゴ
ザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 日程第二、
法人に對する政府の財政援助の制限に
關する法律案、政府提出、衆議院受
付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員
長周布勇爵

法人に對する政府の財政援助の制限
に關する法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ佐
テ及報告候也

昭和二十一年九月十三日

○男爵周布兼道君登壇
貴族院議長公爵徳川家正殿
委員長 男爵周布 兼道
「男爵周布兼道君登壇」
一部を改正する法律案特別委員會ニ併
託サレマシタモノデゴザイマス、委員
會ハ二回是ガ爲ニ開カレマシタ、其ノ
御報告ヲ簡單ニ申上ゲマス、此ノ法人
に對する政府の財政援助の制限に關す
る法律案ハ、法文ト致シマシテハ極メ
テ簡単デゴザイマス、會社其ノ他ノ法
人ハ利益又ハ剩餘金ノ配當又ハ分配ヲ
シナケレバナラナイ、其ノ次ハ政府ハ
補給金ハ之ヲ交付ヲシナイ、其ノ次ニ
政府又ハ地方公共團體ハ會社其ノ他ノ
法人ノ債務ニ付テハ保證契約ヲスルコ
トガ出來ナイ、此ノ三條デゴザイマシ
テ、尙附則ガゴザイマス、是ダケデザ
ザイマス、先日此ノ壇上御説明ガ政
府カラゴザイマシタガ、少シク其ノ要
領ヲ申上ゲタイト思ヒマス、本法案
ハ、從來政府ハ特殊會社ニ對シテハ、
政府ノ出資ニ對シテハ特殊ノ條件ニ生
ル利益又ハ剩餘金ノ配當ハ分配ヲ禁
メ、或ハ一定ノ利益ヲ可能ナラシム
爲配當補給金ヲ交付シ、或ハ社債ニ對
シテハ政府ガ其ノ元利金ノ支拂ヲ保証
スル等各種ノ積極的財政援助ヲ講
テ、其ノ經營收支ニ對スル援助、或
等ノ債務ハ性質上、多クハ其ノ負擔

モ極メテ不明確ナ實情ニアリマスノ
デ、國家財政ノ現状ニ顧ミシテ、是
等ハ速カニ制限ヲシテ、今後債務ノ累
増スルヲ防グコトガ戰時財政再建ノ
爲ニ緊急ノ方途デアリ、又一面ニハ財
政援助ノ措置ハ企業ノ活動ヲ公ノ保護
ニ依存シマシテ、自主的活動ヲ弱メル
ノデ、今回ノ如キ措置ヲズルコトト
シタノデアリマス、尙聯合國最高司令部
ヨリノ要求モ來テ居リマスノデ、此ノ
點カラモ廢止又ハ制限ヲスル必要ガア
ルトノコトデゴザイマス、今質疑ノ中
二三ヲ申上ゲマスレバ、先づ社債等デ
政府ガ補償シテ居ルモノ、又配當補給
等ノ質問ニ對シマシテ、政府ノ答ノ大
略ヲ申上ゲマスレバ、社債ノ方ハ最近
其ノ總額百九十八億五千四百萬圓デ、
中最モ大ナルモノ日本興業銀行ノ興
業債券、其ノ次ハ戰時金融金庫、又其
ノ次ハ北支那開發株式會社ノ北支開發
債券、又產業設備營團ノ發行シテ居リ
マス產業設備債券、次ハ日本發送電株
式會社ノ社債、是等ハ皆十億ヲ越スモ
ノデゴザイマス、配當補給ノ方ハ二十
年度ニ一應豫定シテ實行ハシマセヌデ
シタガ、全部デ八千二百十七萬圓デゴ
ザイマス、北支那開發株式會社、ソレ
カラ帝國鑛業開發株式會社、日本發送
電配當補給、帝國燃料興業株式會社等
ガ主ナモノデゴザイマス、第二ノ質問
トシテ御紹介申上ゲマスガ、次ニ此ノ
法案ノ提出ノ理由中ノ聯合國最高司令
部ノ要求ト云フノハ、會社ナリ法人ナ

リヲ個々ニ指摘シテ來テ居ルモノニア
ルカドウカト云フコトニ對シマシテ、
其ノ答ハ司令部ヨリノ「メモランダム」
ハ特定シテ申シ來ツテ居ル所デハナ
ク、一般的方針トシテ來テ居ルノデ、
昭和二十一年四月三日附ニテ帝國政府
及ビ地方團體ハ、今後會社其ノ他ノ法
人債務ニシテ、其ノ法人ノ如何ヲ問ハ
ズ債務補償ヲナスコトヲ得ズ、又配當
ノ補給ニ付テハ、會社其ノ他ノ法人ノ
配當支拂ヲ可能ナラシムル目的ノ爲ニ
補償ヲナスコトヲ得ズ、原則的ニ申
シテ來テ居リマシテ、之ニ依リ案ヲ作
リマシテ先方ト話合ヒ致シテ、内容ガ
決ツタノアルト云コトデゴザイマ
ス、第三ニ申上ゲマスノハ、事業及ビ目
的ノ如何ニ依ツテハ例外トスルコトモ
出來得ルヤウニ思ハル、ガ、其ノ如何
ニ拘ラズ補助、補給ハ打切ルコトニスル
ノデアルカト云フ問ニ對シマシテ、「メ
モランダム」中ニ特ニ聯合國最高司令
部ノ許可ヲ得テ指定セラルベキ金融機
關ノ細部ニ付テハ此ノ限りニ非ズト云
フ但書ガ附イテ居リマス、此ノ趣旨ハ
非常ニ限定的デアリマシテ、全然債務の
補償ヲシナイト云フコトニナリマス
ト、政府ガ今後色々ナ財政的問題ノ取
扱上、非常ニ窮況ニ立ツヤウナ場合モ
想像サレマスシ、又議會テ審議中ノ復
興金融機關モ考ヘラレマスノデ、限定
的ノモノデアルガ、但書ヲ附ケテ、場
合ニ依リマシテハ考ヘテ行カナケレバ
ナラナイト云フコトデアリマス、其ノ

次ハ今後國ノ活動ニ付ギマシテ、公共
用財產ヲ利用シテ行カウト云フ場合ニ
ハ、一々最高司令部ノ了解ヲ得ナケレ
バ、法律上ノ實行ハ出來ナクナル、斯
カル點ハドウデアルカト云フ問ニ對
シマシテノ答ハ、其ノ點ニ付テハ先方
ヨリ「メモランダム」ガ來テ居ツテ、國
有財產ヲ色々處分スル場合ニハ、原則
トシテ先方ノ了解ヲ得ナケレバ出來ナ
イコトニナツテ居ルトノコトデアリマ
シタ、尙種々ノ質疑應答ガゴザイマシ
タガ、是ハ速記録ニ讓ルコトニ致シマ
シテ、茲ニハ省略ヲ致シマス、諸、討
論ニ入リマシタガ、別ニ御發言ハナ
ク、採決ノ結果全員一致原案通り可決
致スベキモノト相成リマシタ、此ノ段
御報告申上ゲマス

○議長(公爵德川家正君) 別ニ御發言
モナケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、本
案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザ
イマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家正君) 御異議ナ
イマセヌカ
○議長(公爵德川家正君) 别ニ御發言
モナケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、本
案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザ
イマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家正君) 本案ノ第三
讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會
ノ決議通り、御異議ゴザイマセヌカ
ト認メマス

○議長(公爵德川家正君) 御異議ナ
イマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家正君) 日程第三
第五迄ノ請願、會議
ト認メマス

○議長(公爵德川家正君) 賛成
○議長(公爵德川家正君) 贊成
○議長(公爵德川家正君) 西大路子爵
意見書案
北海道枝幸船入潤修繕ノ件
北海道枝幸郡枝幸村長平田常太
郎呈出
○議長(公爵德川家正君) 御異議ナ
イマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家正君) 御異議ナ
イマセヌカ
ト認メマス

○議長(公爵德川家正君) 日程第六
議會圖書館設置ニ關スル請願、會議
五條ニ依リ別冊及送付候也

ス近時樺太、千島等ヨリ根據ヲ移サ
ントスル者漸ク増加スルニ至リ現在
ノ船入潤ニテハ到底十分ナル成果ヲ
挙ケ得ラレサルニ依リ大型漁船ノ出
入シ得ルヤウ速ニ漁港トシテノ修築
ヲ施シ以テ終戰ニ因リ喪失セル樺
太、千島ノ漁業根據地ニ代替セシメ
水產食糧ノ增産ニ積極的ニ寄與セラ
レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意
ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候
因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及
送付候也

昭和二十一年月日
貴族院議長 公爵德川 家正
内閣總理大臣 吉田茂殿

意見書案
茨城縣潮來町干拓事業地域内耕地
ノ補償金裁定方ニ關スル件
茨城縣行方郡潮來町大洲四百五
十六番地農業石津國平呈出
右ノ請願ハ茨城縣行方郡潮來町津知
村延方村地先内退還浦ノ干拓事業ニ
關シ之カ施工者タル農地開發營團ヨ
リ交付セラレタル請願人等ノ私有地
ニ對スル補償額ハ頗ル少額ニシテ時
價ニ即セサルモノナルニ依リ政府ハ
同營團ヲシテ之カ裁定方ヲ是正セシ
ムルヤウ取計ラハレタシトノ旨趣ニ
シテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘ
キモノト議決致候因テ議院法第六十
五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十一年年月日
貴族院議長 公爵德川 家正
内閣總理大臣 吉田茂殿

意見書案
茨城縣潮來町干拓事業地域内耕地
ノ補償金裁定方ニ關スル件
茨城縣行方郡潮來町大洲四百五
十六番地農業石津國平呈出
右ノ請願ハ茨城縣行方郡潮來町津知
村延方村地先内退還浦ノ干拓事業ニ
關シ之カ施工者タル農地開發營團ヨ
リ交付セラレタル請願人等ノ私有地
ニ對スル補償額ハ頗ル少額ニシテ時
價ニ即セサルモノナルニ依リ政府ハ
同營團ヲシテ之カ裁定方ヲ是正セシ
ムルヤウ取計ラハレタシトノ旨趣ニ
シテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘ
キモノト議決致候因テ議院法第六十
五條ニ依リ別冊及送付候也

○議長(公爵德川家正君) 日程第六
議會圖書館設置ニ關スル請願、會議
五條ニ依リ別冊及送付候也

右ノ請願ハ我國ニ於ケル政策ノ非科學性ハ政治上ノ一大缺陷ニシテ其ノ設置之シキニ在ルハ萬人ノ齊シク認ム所ナルニ依リ政府ハ之ヲ缺陷ヲ充足スヘキ緊密ノ措置トシテ速ニアメリカ合衆國ノライブラリー・オブ・ヨングレースヲ範トシ且請願書記載ノ要項ニ基ク議會圖書館ヲ設立シ以テ國策樹立ノ上ニ貢獻スルト共ニ方ニ文化化國家トシテ再出發ノ途上ニアル我國文運確立ノ要請ニ應ヘラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

ノデゴザイマス、例へバ「アメリカ」デ
アレバ、一ツノ學校ヲ設立スル場合
ニ、其ノ敷地ノ割當ニ、先づ第一ニ中
央ニ近イ所ニ圖書館ノ設備ヲ尠クトモ
豫定シテ掛リマスルガ、我國ニ於テ
ハ學校設立ト言ヘバ、敷地、サウシテ
次ニ教室ヲ建テル、サウシテ段々シ
テ、後デ圖書館ト云フコトニヤツト氣
ガ附ク、其ノ結果圖書館ト云フモノ
ハ、何處ノ學校ニ行ツテモ多クハ片隅
ニ押込メラレテ居リマス、申ス迄モナ
クツノ學校或ハ町デ圖書館ト云フモ
ノハ、其處ノ智力的、又感情的、其ノ
他ヲ與ヘル爲ノ、謂ハバ血液ヲ與ヘル
心臓デゴザイマス、其ノ心臓ガ體ノ中
央ニアツテコソ心臓ノ働きヲシマスル
ガ、日本ノ多クノ學校ニ於ケルガ如
ク、片隅ニ而モ貧弱ナモノヲ置イテ
ハ、心臓ガ働く力ナインハ勿論ダト思ヒ
マス、是一ツデモ我國ニ於テ圖書館
ト云フモノガ如何ニ理解セラレナインデ
居ルカト云フコトヲ見得ルト思ヒマス
ルガ、我ガ國ニハ唯一ツノ國立圖書
館、即チ帝國圖書館ガゴザイマスル
ガ、此ノ圖書館一ツニシテモ明治二十
九年貴族院デ故外山先生ガ建議ヲサレ
テ、熱心ナ運動ヲヤラレテヤツト設立
スルヤウニナリマシタ、前ノヲ繼續シ
テ、帝國圖書館トスルヤウニナリマシ
タ、其ノ結果現在アリマスル建物ガ出
來マシタ、アレハ大キナ四角ノ建物ヲ
作ル一角ダケヲヤツト作ツタノデゴザ
イマス、ソレカラ以後今日迄五十年以

上ノ間、増築ト云フコトハ唯一度ヤツ
タダケデアリマス、何萬圓デアツタ
カ、少額デアリシタ、ソレモ閲覽室
ト事務室ヲ増築シタダケデアリマス、
サウシテ現在所藏シテ居ル書物ハ隨分
アツテ、貴重ナモノモアリマスガ、利
用ノ状態ヲ申サバ、主トシテ受験學
生、謂ハバ一般ノ讀者ガヤル、ソコデ
其處ニ入ル爲ニハ列ヲ作ツテ入場券ヲ
買フト云フヤウナ状態デ、研究者ガソ
レヲ利用スルト云フコトハ實ニムツカ
シイヤウナ状態デゴザイマス、斯ウ云
フ工合ニ我ガ國デハ、學校ニシテモ町
ニシテモ、如何ニモ圖書館ヲ虐待シテ
居リマス、是バ我國ノ文化ノ爲ニ實
ニ遺憾極リナイコトト存ジマス、勿論
今日デハ多少市立或ハ縣立ノモ出來マ
シタケレドモ、多クハマダ貧弱ナモノ
デアリマス、現在ノ此ノ議會圖書館ノ
ノ關係ヲ密接ニスル、否議會ノ爲ニ圖
書館ヲ設ケルト云フ案デアリマス、是
ハ「アメリカ」ノコトヲ一々申上げル必
要ハアリマセヌガ、御存ジノ通り「ア
メリカ」デハ議會ガ立法ノ本ニナツテ
居ル、議員ガ立案ヲスルコトガ本ニナ
シテ居リマス、ソレ故ニ議員ガ何カノ
案ヲ立テヨウト云フ場合ニハ、先づ圖
書館ヲ使ツテ、其所デソレヲ調べテ見
ル、一ツノ法案ヲ作ル爲ニ、ソレノ材
料ナリ、或ハ前例ナリヲ調べル爲ノ圖
書館、或ハサウ云フ種類ノモノガ州ノ

ソレハ或所デハ「レジスレー・ショーン・レ
ファレンス・ビューロー」ト云ツテ居リ
マス、現在ノ所謂議會圖書館、「アメ
リカ」ノ「コングレス・ライブラリー」ハ
サウ云フコトヲ本ニハシテ居リマスル
ガ、ソレカラ發達シテ今日ハ立派ニ唯
一ノ國立ノ圖書館デアリマス、國立ノ
第一ノ圖書館デアリマス、サウシテ
國立ト云フ位地カラ進ンデ、或
意味デ申サバ全世界ノ中樞圖書
館トナツテ居ルト言ツテモ宜イ
狀態デアルノデアリマス、ソレデ現在
ノ此ニ請願ハ、議會ノ爲ノ圖書館ト云
フコトデ、サウシテソレニハ今申シタ
ヤウナ議員ノ用途、又特別ノ研究ヲス
ル爲ノ必要ナ設備ヲ整ヘテ欲シイト云
フ請願デアリマスルガ、ソレヲシマス
ルニハドウシテモ圖書館ノモノヲ餘
程完全ニシナケレバナラヌ、現在モ此
ノ議會ニ、衆議院ニモ貴族院ニモ圖書
室ト云フモノハアリマスルガ、如何ナ
ルモノデアルト云フコトヲ御存ジノナ
イ方ガ或ハ議員ノ中ニモ御アリニナル
カモ知レナイ、兎ニ角今度ノ例ヘハ憲
法改正案ガ出、ソユデ憲法ニ付テ今迄
出テ居ル著書ヲ調べテ見ヨウト思ツテ
其所ヘ行ツテ見ルガ、私ハマダ今度ハ
行ツテ見マセヌガ、果シテドレダケア
リマセウカ、其ノ他有ル筈ノモノガ無
イコトモ往々ニシテアル、兎ニ角現在
ノ圖書室ト云フモノハ、實ニホンノ新
聞、雑誌ヲ主ニシタヤウナモノデ、今

ニスルト云フヤウナコトハ到底出來ナ
イノデアリマス、今後議會ノ機能が益
益重要ニナルニ從ツテ、此ノ方面が重
要ニナルコトモ勿論デアリマス、然ラ
ハ今日ニ於テ少クトモ議會圖書館ヲ設
ケル必要ガアルト云フコトハ申ス迄モ
ナカラウカト思ヒマス、サウナレバ、
「アメリカ」ヲ例ニ採ツテ見マスレバ、
又「アメリカ」ノ例ハ私ハ世界デ一番良
イ例ト思ツテ居リマスガ、今後ノ發達
モ自ラ其ノ方ニ向ツテ行クニ違ヒナ
イ、サウスレバ現在ノ帝國圖書館或ハ
國立圖書館デアリマスルカ、ソレガ上
野ノ公園ノ片隅ノ不便ナ所ニアリマ
ス、位置モ不適當デアル、又現在ノ機
能モ不適當デアリマス、唯受驗者ノ讀
書室ト云フヤウナコトニ殆ドナツテ居
ル狀態デハ、帝國圖書館ト稱スルニ足
リナイ、然ラバ此ノ請願ニアリマスル
議會圖書館ヲ中樞ニシテ、サウシテ國
立圖書館ノ設備ヲ整ヘ、帝國圖書館其
ノ他ヲ併セテ、堂々タル圖書館ニシ
テ、唯單ニ議會ノ爲デナク、國ノ爲ノ
圖書館ト云フコトニスル必要ガアルト
信ジマス、茲デチヨツト御参考ニ「ア
メリカ」ノ圖書館致シテ居リマスル
仕事ノ中デ直接圖書館デナイ方ノコト
ヲ少シ申上ダタイ、是ガ又將來必ス必
要ニナツテ來ルト思ヒマス、其ノ一ツ
ハ著作權ノ登録デアリマス、今日我ガ
國デハ著作權ノ登録ハ内務省ニ届ケ出
ルコトニナツテ居リマス、是ハ警保局

ガ司ツテ居リマス、是ハ元檢閱ノ必要カラ來タモノデアル、其ノ規定ニ依レバ出版シタモノハ警保局ヘ二部出ス、サウシテ其所デ著作権ヲ登録スル、其ノ一部ハ内務省ニ留メ、一部ハ帝國圖書館ニ贈ラレナイ場合ガ可ナリ多クアルノデアリマス、又物ニ依ツテハ何處カヘ飛ンデシマツタト云フヤウナコトモアルノデアリマス、鬼ニ角現在迄ハ檢閱ト云フコトノ必要カラ、内務者デ管轄シテ居リマシタガ、今後是ガドウナリマセウカ、私ハ今後我ガ國デハ矢張リ「アメリカ」ノ圖書館ノヤウニ、圖書ニ關スルコトハ其ノ中権ノ國立圖書館ガ司ルト云フヤウニスルノガ至當デアルト思ヒマス、然ラバ著作権ノ登録ト云フコトモ矢張リ此所デスルノガ當リ前ダト思フ、鬼ニ角「アメリカ」ノ「コングレス・ライブラリー」デハ著作権ノ登録ト云フコトヲ司ツテ居リマス、其ノ次ハ聯合目錄、「ユニオン・カタログ」ノ編成、作製竝ニ發行、是ハ目錄ノ問題三ナリマスガ、圖書館ノ目錄ト云フト、大キナ本デ印刷シタモノヲ多ク御聯想ニナルダラウト思ヒマスガ、ハ、目錄ノ用ヲ爲サナイノデアリマス、「ブリティッシュ・ミュージアム」デモ何十冊ト云フ目錄ヲ今迄出シテ居リ

マスガ、ソレガ「エフ」カ「ジー」ト云ア
所迄行クノニ、十何年モ二十年モ掛ツ
サウシテソレヲ唯其所ノ目錄デナクテ
テ、各圖書館ヤ大學ノ聯合目錄トシテ
配ルノデアリマス、之ヲ「アメリカ」ノ
「コングレス・ライブラリー」デ營ンデ
居リマス、是ハ恐ラク我が國ニハツ
ダケ來テ居リマス、之ニ依ツテドレダ
ケノ便宜ヲ得ルカ、今文部省デハ科學
文獻ノ調査ト云フコトヲ始メ居ラ
レマス、其ノ爲ニ大分ノ金ヲ費ス豫定
ノヤウデアリマス、ソレヲスルニシテ
モ此ノ聯合目錄ガナカツナラバ非常
ナ手數ニナルノデアリマス、「アメリカ」
カ」「コングレス・ライブラリー」デハ
國內ノハ勿論、國外ノモ得タモノハ直
チニ「カード」ニシテ、其ノ「カード」
各圖書館ニ配付シマスルカラ、「アメリカ」
デハ大キナ圖書館ナラバ何所ヘ
行ツテモ、其ノ圖書館ニ存在シナイデ
モ「コングレス・ライブラリー」其ノ他
ノ何所カニ在ルト云フコトガ分ル、ソ
レヲ世界中ニ供給シテ居ルノデアリマ
ス、此ノ聯合目錄ノ製作ト云フコト
スカラ、世界中ソレデ連絡ガ付ク譯デ
アリマス、之ヲ我國ダケモドウシ
タツテシナケレバナラヌコトデアリマ
ス、此ノ聯合目錄ノ製作ト云フコト
ハ、世間ノ多クノ人ハマダ知ラナイコ
トカト思ビマスルガ、今後ミ重要ニ
ナルト思ヒマス、モウ一ツハ各國トノ
圖書ノ交換デアリマス、是ガ又年々歲

歲數ヲ増シテ來テ居リマス、我ガ國デハ現在是ハ帝國圖書館デヤツテ居リマスガ、併シ是デハ不十分デアリマス、兎ニ角此ノ議會圖書館ト云ノモノガ出來ルナラバ、「アメリカ」ノ例ト同様ニ、議會圖書館自ラガソレヲ司ルカ、若シクハソレニ委任シタ所ガ之ヲ司ル、「アメリカ」デハ「スミソニヤン・インスティテュート」ガヤツテ居リマスガ、ソレヲシナケレバナラヌ、其ノ他書物ヲ蓄ヘ、サウシテ研究者ニソレダムケノ便宜ヲ與ヘル、是ハ勿論ノコトデアリマス、サウ云フ種類ノ今後益々必要ニナル事業ガアルニ拘ラズ、我國デハソレニ對スル設備ガ現在缺ケて居ルノミナラズ、將來ニ對スル設計モ見込モマダ付イテ居ナインデアリマス、今日此ノ請願ガ出タ、今迄モ之ニ似タモノハ出テ居リマスルガ、ドウシタモノノカ繼子拔ヒト申シマセウカ、其ノ儘ニサレテ居ル、私ハ甚ダ之ヲ遺憾ニシマスガ、殊ニ諸君ノ御熟慮ヲ煩シ、又當局ニ於テモ其ノ點殊ニ御熟考ヲ願ヒタイト云フ意味デ、此ノ賛成演説ヲ致シマス(拍手)

○議長（公爵徳川家正君） 日程第二十三迄ノ請願、會議
リ日程第二十三迄ノ請願、會議
工藝關係創作權ノ確立ト保護ニ關
スル件
東京都世田谷區世田谷三丁目一
千三百九十五番地冶金及印刷技
術者長谷川一外二十四名呈出
右ノ請願ハ美術工藝品ノ生産ハ現現
ノ急務ナルニ拘ラス其ノ創作、創案
等ニ對スル法的保護ヲ缺如セルカ爲
メ往々ニシテ作品ニ對スル權威ヲ冒
瀆シ延テハ作家ノ製作意欲滅退ヲ
來シ之カ進歩發達ヲ阻碍スルモノア
ルハ洵ニ遺憾ナルニ依リ速ニ工藝創
作權ヲ制定シ以テ美術工藝ノ育成被
護ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院
院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト
議致候因テ議院法第六十五條ニ依
リ別冊及送付候也

スヘキ急務ナルニ依リ政府ハ工藝關係行政諸機關ヲ擴充強化シ藝術、科學、生產ノ三位一體的結合 完カラシ世界ノ文運ニ貢獻セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ該院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

主要醫藥品等ノ二重價格制ニ依ル
國家管理制度方ニ關スル件

千葉縣醫師會長花岡和夫呈出

右ノ請願ハ終戰以來食糧ノ不足ト過勞等ニ因リ國民體力ノ低下ト疾病と增加著シク而モ醫藥品及衛生資材ノ缺乏ハ所謂闇取引ヲ派生シテ醫療費ノ昂騰ヲ來シ國民保健上誠ニ憂慮シ堪ヘナルモノアルニ依リ主要ナル醫藥品ノ生產及配給ハ之ヲ國家管理上シ且二重價格ヲ設ケテ末端使用時、價格ヲ低廉ニシ以テ不幸ナル傷病者ヲシテ安ンシテ受療ノ恩惠ニ浴セシムラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ四冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂君

意見書案

休止及廢止、單線化セル地方鐵道
ノ復活ニ關スル件

東京都麹町區丸ノ内三丁目四番
地社團法人日本鐵道會會長村上
義一呈出

右ノ請願ハ戰時陸運非常體制確立ニ
基キ戰後復舊ヲ條件トシテ回収セセル
地方鐵道軌道ノ施設ハ最近ニ於ケル
經濟事情ノ著シキ變化ノ爲メ會社ノ
自力復活殆ト不可能ニ近キモノアル
ニ依リ政府ハ速ニ轉用資材ノ復元ト
建設費補助ノ措置ヲ講シ以テ地方交
通機關ノ恢復ヲ圖ラレタシトノ旨趣
ニ依リ政府ハ速ニ轉用資材ノ復元ト
ヘキモノト議決致候因テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ戰時陸運非常體制確立ニ
基キ戰後復舊ヲ條件トシテ回収セセル
地方鐵道軌道ノ施設ハ最近ニ於ケル
經濟事情ノ著シキ變化ノ爲メ會社ノ
自力復活殆ト不可能ニ近キモノアル
ニ依リ政府ハ速ニ轉用資材ノ復元ト
建設費補助ノ措置ヲ講シ以テ地方交
通機關ノ恢復ヲ圖ラレタシトノ旨趣
ニ依リ政府ハ速ニ轉用資材ノ復元ト
ヘキモノト議決致候因テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ山陽線小郡、山陰線秋兩
山口市長井上武男外一名呈出

右ノ請願ハ山陽線小郡、山陰線秋兩
驛間ニ鐵道ヲ敷設スルハ本州西部ト曰
本海ヲ結フ捷徑トナリ陰陽兩地區ノ
貨客輸送上資スル所大ナルノミナラ
斯今後就港ト大陸トノ連絡及近ク實
現ヲ見ントスル超特急ノ小郡方面停
車ト相俟テ其ノ重要性ヲ加ヘ來レル
ニ拘ラス單ニ豫定線トシテ今日ニ迨
ヘルハ關係地方民ノ沟ニ遺憾トスル
所ナルニ依リ速ニ之方實現ヲ圖ラレ
タシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ
大體ハ探擇スヘキモノト議決致候因
テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送
付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

木曾川上流改修並附帶工事速成ノ
件

岐阜縣本巢郡北方町長大野男外
二十名呈出

右ノ請願ハ岐阜縣木曾川並其ノ支派
川ノ改修ハ尾濃勢三州ノ豐凶ニ至大
別冊及送付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ地方鐵道、軌道ノ蒙リタ
ル戰禍ハ國有鐵道ヲ凌駕スルモノア
ルモ資材獲得ノ困難ナルト金融非常
措置ニ基ク支拂制限ノ爲メ之カ復舊始
ト不能ニ近キモノヲ生スルニ至レル
ハ誠ニ遺憾ナルニ依リ政府ハ速ニ資
材及金融ノ特別措置ヲ講シ以テ輸送

富士山麓一週觀光道路新設ニ關ス
ル件

靜岡縣駿東郡御殿場町長稻葉五
三郎外二十九名呈出

右ノ請願ハ觀光立國ハ今後ノ日本ニ
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及送付候也

力ノ増強ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシ
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ觀光立國ハ今後ノ日本ニ
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ觀光立國ハ今後ノ日本ニ
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ觀光立國ハ今後ノ日本ニ
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ觀光立國ハ今後ノ日本ニ
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ觀光立國ハ今後ノ日本ニ
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ觀光立國ハ今後ノ日本ニ
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊
及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ農家ノ經濟安定ニ關スル
件

岐阜縣本巢郡北方町長大野男外
二十名呈出

右ノ請願ハ農家ノ經濟安定ニ關スル
件

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ農家ノ經濟安定ニ關スル
件

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

伐ニ因リ其ノ貯水力ヲ減耗シタルノ
ミナラス水害ノ懸念ヲ伴フニ至リ
カラサルモノアルニ依リ政府ハ速ニ
根尾村地内適當ノ位置ニ高堰堤ヲ築
設シ以テ其ノ缺陷ヲ補ヒ旱害及水害
ト爲スヘキモノナルモ現實ノ諸事情
ト許ササルニ依リ富士、箱根ヲ其
ノ第一着手トシ速ニ富士山麓一週ノ
觀光道路ヲ設ケ併セテ京濱地方ヨリ
富士、箱根ニ連絡スル道路ヲ新設或ハ
改修シ以テ外客ノ觀光ニ便スルト共
ニ產業ノ興隆ニ寄與セラレタシトノ
旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ探
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

課セラレタル重要な問題ニシテ風光
ノ國トシテ全土ヲ擧ケテ施設ノ對象
ト爲スヘキモノナルモ現實ノ諸事情
之ヲ許ササルニ依リ富士、箱根ヲ其
ノ第一着手トシ速ニ富士山麓一週ノ
觀光道路ヲ設ケ併セテ京濱地方ヨリ
富士、箱根ニ連絡スル道路ヲ新設或ハ
改修シ以テ外客ノ觀光ニ便スルト共
ニ產業ノ興隆ニ寄與セラレタシトノ
旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ探
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

農家ノ經濟安定ニ關スル件

岐阜縣本巢郡北方町長大野男外
二十名呈出

右ノ請願ハ現下諸物價ノ昂騰ト所謂
閹値ノ横行ニ依リ農村ニ於ケル生活
狀態ハ極メテ不安定ニシテ小作者ハ
固ヨリ地主モ亦大ニ困却ヲ來セルニ
依リ政府ハ速ニ之カ素因ヲ爲セル脫
法行爲ノ取締等請願書記載ノ如キ各
種ノ方途ヲ講シ以テ農家經濟ノ安定
ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院
ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキモノト議
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ
別冊及送付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ北海道虻田郡眞狩地帶ニ省營自動
車運輸開始ノ件

北海道虻田郡狩太村長内山憲一
外七名呈出

右ノ請願ハ北海道虻田郡眞狩地帶八
箇町村内ノ未墾地六千餘町歩ノ開發
ハ國內食糧事情ノ打開ニ寄與スル所
大ナルモノアルモ其ノ成否ハ一二懸
念箇町村内ノ未墾地六千餘町歩ノ開發
ツテ交通機關ノ整備ニ存スルニ依リ
速ニ同地帶ニ省營自動車ノ運輸ヲ開
始シ以テ開拓ノ達成ト民生ノ安定ニ
貢獻セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族
院ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキモノト
議決致候因テ議院法第六十五條ニ依
リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ富士山麓一週觀光道路新設ニ關ス
ル件

岐阜縣本巢郡根尾村ニ高堰堤築設
件

岐阜縣本巢郡根尾村ニ高堰堤築設
二十名呈出

右ノ請願ハ富士山麓一週觀光道路新設ニ關ス
ル件

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ富士山麓一週觀光道路新設ニ關ス
ル件

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ富士山麓一週觀光道路新設ニ關ス
ル件

貴族院議長 公爵德川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

奥羽本線福島、米澤ノ兩驛間電化

速成ノ件

米澤市長宇佐美辰五郎外十二名

呈出

右ノ請願ハ奥羽本線福島、米澤ノ兩

驛間ヲ結フ鐵道ハ奥羽山脈ノ峻嶮吾

妻山ヲ横断スル爲メ勾配急ニシテ隧

道多ク運輸上多大ノ資材勞力ヲ消耗

シ其ノ機能ヲ發揮シ得サルノミナラ

ス隧道、雪覆内ノ煤煙ト熱氣ハ從業

員ヲシテ屢々窒息狀態ニ陥ラシメ旅客

ノ不安亦甚シキモノアルニ依リ速ニ

同區間ノ電化ヲ實現シ以テ地方ノ運

輸交通ニ資スルト共ニ文化並産業ノ

開發促進ニ寄與セラレタシトノ旨趣

ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇ス

ヘキモノト議決致候因テ議院法第六

十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

舊鶴見臨港鐵道線外三鐵道線拂下

ニ關スル件

東京都麹町區丸ノ内二丁目二番

締役社長山田胖外三名呈出

横濱市鶴見區鶴見町三十八番地

社團法人京濱工業協會會長清水

與七郎外三十名呈出

右ノ請願ハ舊鶴見臨港鐵道、南武鐵

道、青梅電氣鐵道及奥多摩電氣鐵道

ハ戰時輸送力強化ノ爲緊急措置トシ

テ政府ニ買收セラレタルモ元來之等

四鐵道ハ一地方ノ交通ノ爲ニ發達シ

タルモノニシテ戰爭終結ニ伴ヒ國營

ノ必要性ヲ失ヒシノミナラス沿線住

民ノ民營復歸ノ要望亦切ナルニ依リ

速ニ前經營者ニ拂トケ以テ沿線地方

ノ交通ト產業ノ開發ニ寄與セラレタ

シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大

體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ

議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付

候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

未成線鐵道佐久間線速成ノ件

静岡縣濱松市長藤岡兵一外三名

呈出

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ未成線鐵道佐久間線ノ速

成ハ沿線地方ニ於ケル豐富ナル林、

鐵產等ノ資源ノ開發上緊要ナルノミ

ナラス中央線辰野驛ヨリ東海道線豐

橋驛ニ至ル諸地方鐵道ノ國營移管ト

相俟ツテ運輸交通並戰後ノ國力回復

ニ貢獻スル所大ナルニ依リ既定計畫

ニ基キ速ニ著工完成ヲ圖ラレタシト

ノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ

採擇スヘキモノト議決致候因テ議院

法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右ノ請願ハ福島縣小名濱港修築ニ關スル件

福島縣石城郡小名濱町長志質要

平呈出

右ノ請願ハ福島縣小名濱港ニ對シテ

ハ北海道、京濱兩地方ノ中繼港トシ

テ曩ニ第一期修築工事ヲ施シタルモ

防波並防砂ノ施設完カラサル爲本來

ノ使命ヲ達シ得サルハ洵ニ遺憾ナル

ニ依リ當初ノ計畫ニ基キ港灣ノ修

築、船溜施設ヲ速ニ完成シ以テ海運

ノ發達ト漁業ノ振興ニ寄與セラレタ

シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大

體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ

議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付

候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

最上川並同支流改修ノ件

山形縣最上郡新庄町長樺岡徹呈

出

右ノ請願ハ山形縣最上郡内ヲ貫流ス

ル最上川及各支流ハ年々ノ大雨ニ増

水氾濫シ其ノ被害甚大ニシテ農民ノ

困窮尠カラサルニ依リ速ニ之を改修

工事ヲ實施セラレタシトノ旨趣ニシ

テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ

モノト議決致候因テ議院法第六十五

條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

○議長(公爵徳川家正君) 是等ノ請願

モ請願委員長ノ報告通り採擇スルマト

ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ

ト認メマス、次會ノ議事日程ハ決定次

第幾報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日

午前十一時三十一分散會

定價 一部 七十錢

所行發

東京都牛込區市ヶ谷本村町
振電話九段印局
「九〇五三一〇〇〇圖書課